

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、万が一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。

Q1 ほんとうに安心なの?

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約30万社が加入され、貸付累計件数約26万件、貸付累計額は約1兆8千億円にのぼっています。

Q2 どんな企業が加入できるの?

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム・製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
■企業組合、協業組合		
■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合		

Q3 每月の掛金はどのくらいなの?

掛金月額は、5,000円~80,000円の範囲内(5,000円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます(減額には一定の要件が必要です)。掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛け止めもできます。また、掛金の前納もできます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの?

掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

Q5 どんな時に貸付けを受けられるの?

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となつた時に貸付けが受けられます。

※(貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照)

Q6 どれだけの貸付けが受けられるの?

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高3,200万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q7 共済金の貸付条件は?

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。償還期間は5年(据置期間6ヶ月を含む)で毎月均等償還です。

Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの?

取引先事業者に倒産が生じていなくても、臨時に事業資金を必要とする場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります。

※詳しくは、裏面を参照

Q9 掛金は掛け捨てなの?

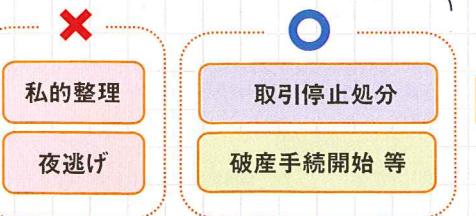
12か月以上掛け金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

制度改正

私的整理(一定条件※を満たすもの)についても、「倒産」として認められるようになり、貸付けを受けられる機会が広がりました!

制度改正前(平成22年6月以前)

●貸付けを受けることができる
取引先の「倒産」



制度改正後(平成22年7月以降)



※「一定条件」とは、弁護士等が取引先の代理人として債務の整理を行う場合です。詳細は共済相談室にご照会ください。

■共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

従って、その後、別の取引先事業者が倒産したことにより共済金の貸付けを受ける場合、または解約手当金の支給を受ける場合には、権利が消滅した掛金はそれぞれの算定の基礎となる掛金総額※から除かれることになります。

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

○既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額

○償還期日を3ヶ月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額

○償還期日を5ヶ月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額

○倒産の発生の日の前日の6ヶ月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額の増額部分

○倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2ヶ月を超える延滞があったものの合計額

●貸付額(上限)の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

例2 掛金総額320万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等2,000万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から200万円が控除 従って、掛金総額の残高は120万円



■解約と解約手当金

共済契約の解約

ア. 任意解約 契約者が任意に行う解約

イ. 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときに機構が行う解約

ウ. みなし解約

契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約なりません)

解約手当金

12か月以上の掛金を納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。

共済貸付金・一時貸付金がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

解約手当金の税法上の取扱い

支給を受けた時点での益金(法人)、または事業所得の雑収入(個人事業)に算入されます。